

地方独立行政法人名張市立病院 業務実績評価の基本方針

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第28条第1項各号の規定に基づき、名張市長（以下「市長」という。）が実施する地方独立行政法人名張市立病院（以下「法人」という。）の業務実績に関する評価（以下「評価」という。）については、以下の方針に基づき行うものとする。

1 評価方針

- （1）評価は、法人が中期目標を達成するために、法人の質的向上及び業務運営の改善及び効率化を進め、財政内容改善に資することを目的として行うものとする。
- （2）評価を通して、中期目標・中期計画の達成状況や取組状況を市民等に分かりやすく示すものとする。
- （3）評価を行うに当たり、法第28条第4項及び地方独立行政法人名張市立病院評価委員会条例（令和6年名張市条例第6号）第2条第1項第2号の規定により、地方独立行政法人名張市立病院評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を聴取する。
- （4）評価は、年度計画及び中期計画の実施状況を確認及び分析し、法人の業務運営等について総合的に判断して行うものとする。
- （5）年度計画及び中期計画を実現するために、法人として特色ある取組や様々な工夫を行った場合は積極的に評価することとし、単に実績数値にとらわれないものとする。
- （6）評価方法については、法人を取り巻く環境変化などを踏まえ、柔軟に対応するとともに、必要に応じて見直しを行うものとする。

2 評価の種類

（1）年度評価（毎年度実施）

中期目標及び中期計画に基づき作成された年度計画を踏まえ、当該事業年度における業務の実績の全体について、総合的に評価するもの。

(2) 終了時評価（中期目標期間の最終年度に実施）

中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績の全体について、総合的に評価するもの。

(3) 期間評価（中期目標期間の終了翌年度に実施）

中期目標及び中期計画を踏まえ、当該中期目標の期間における業務の実績の全体について、総合的に評価するもの。

3 評価方法

(1) 年度評価

①法人による自己評価

法人は、自己評価を実施するにあたり、年度計画に設定した取組項目と目標指標の達成状況について5段階評価を行うとともに、計画を実現するために行った内容を記載し、これらの達成度を総合的に判断して小項目の評価を行う。

また、中項目及び大項目について、各小項目の達成度等について総合的に評価を行う。

各項目の評価基準は次のとおりとする。

評価基準	評価	判断基準
	5	計画を大きく上回っている
	4	計画を上回っている
	3	計画をほぼ予定通りに実施している
	2	計画を下回っている
	1	計画を大きく下回っており改善が必要である

②市長による評価

市長は、法人の自己評価を検証し、年度計画に掲げた中項目及び大項目ごとの達成状況について、次の基準により評価を行う。また、当該事業年度における業務の実績全体について記述式による評価を行う。

評価基準	評価	判断基準
	5	計画を大きく上回っている
	4	計画を上回っている
	3	計画をほぼ予定通りに実施している
	2	計画を下回っている
	1	計画を大きく下回っており改善が必要である

(2) 終了時評価

①法人による自己評価

法人は、自己評価を実施するにあたり、中期計画に設定した取組項目と目標指標の達成状況について5段階評価を行うとともに、計画を実現するために行った内容を記載し、これらの達成度を総合的に判断して小項目の評価を行う。

また、中項目及び大項目について、各小項目の達成度等について総合的に評価を行う。

各項目の評価基準は次のとおりとする。

評価基準	評価	判断基準
	5	計画を大きく上回っている
	4	計画を上回っている
	3	計画をほぼ予定通りに実施している
	2	計画を下回っている
	1	計画を大きく下回っており改善が必要である

②市長による評価

市長は、法人の自己評価を検証し、中期計画に掲げた中項目及び大項目ごとの達成状況について、次の基準により評価を行う。また、中期目標期間における業務の実績全体について記述式による評価を行う。

評価基準	評価	判断基準
	5	計画を大きく上回っている
	4	計画を上回っている
	3	計画をほぼ予定通りに実施している
	2	計画を下回っている
	1	計画を大きく下回っており改善が必要である

(3) 期間評価

①法人による自己評価

法人は、自己評価を実施するにあたり、中期計画に設定した取組項目と目標指標の達成状況について5段階評価を行うとともに、計画を実現するために行った内容を記載し、これらの達成度を総合的に判断して小項目の評価を行う。

また、中項目及び大項目について、各小項目の達成度等について総合的に評価を行う。

各項目の評価基準は次のとおりとする。

評価基準	評価	判断基準
	5	計画を大きく上回っている
	4	計画を上回っている
	3	計画をほぼ予定通りに実施している
	2	計画を下回っている
	1	計画を大きく下回っており改善が必要である

②市長による評価

市長は、法人の自己評価を検証し、中期計画に掲げた中項目及び大項目ごとの達成状況について、次の基準により評価を行う。また、中期目標期間における業務の実績全体について記述式による評価を行う。

評価基準	評価	判断基準
	5	計画を大きく上回っている
	4	計画を上回っている
	3	計画をほぼ予定通りに実施している
	2	計画を下回っている
	1	計画を大きく下回っており改善が必要である

4 評価の進め方

(1) 報告書の提出

法人は、各事業年度及び中期目標期間終了後3か月以内に、当該期間における業務の実績について、自己評価を付した業務実績報告書を作成し、市長に提出する。

(2) 評価の実施

市長は、法人から提出された業務実績報告書をもとに、計画の実施状況の確認及び分析を実施し、総合的な評価を行う。

市長は、評価を行うときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴くこととする。

(3) 意見申し立て機会の付与

市長は、評価結果の決定に当たり、評価結果（案）について、法人に対して意見申し立ての機会を付与する。

(4) 評価結果の通知及び公表

市長は、評価を決定した後、法人に通知するとともに公表する。

5 評価結果等の活用

(1) 法人は、評価結果を踏まえて、組織や業務運営等の改善に取り組むものとする。

(2) 法人の業務継続の必要性及び組織の在り方等に関する検討、次期中期目標及び次期中期計画の策定の際には、中期目標期間の各事業年度の評価結果を踏まえるものとする。